

延岡市農業委員会

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

（改訂版）について

令和5年3月

延岡市農業委員会

# 延岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」改訂

令和5年4月1日  
延岡市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

延岡市においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間では、果樹を中心とした地域が多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、延岡市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する宮崎県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する延岡市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとす。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)	解消遊休農地面積 (うち農地付き空き家)
現 状 (令和3年4月)	2,680ha	18.7ha	0.7%	—
3年後の目標 (令和6年4月)	2,680ha	13.7ha	0.5%	5.0ha (1.2ha)
目 標 (令和9年4月)	2,680ha	9.7ha	0.4%	4.0ha (1.2ha)

注1：「管内の農地面積」は、農林水産関係市町村別統計（農林水産省公表）の数値を記入する。

### 【目標設定の考え方】

令和3年4月現在の管内の農地面積は、2,680haであり、遊休農地面積は18.7ha、率にして約0.7%となっている。

令和3年4月現在の遊休農地面積は、18.7haであり、目標年度までに9haを解消することを目指す。

## (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

○利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

○利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

### ②農地中間管理機構との連携について

○利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。又、関係機関（県・総合農政課・農協等）と連携して、農地中間管理事業の推進を行う。

### ③非農地判断について

○地域の状況に応じた遊休農地の解消の目標設定、荒廃農地の発生防止・解消に必要な対策の検討及び発生要因分析等に資するものとする観点から、調査内容の見直しが行われ、両調査を統合し一本化することが通知された。

（「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領について」令和3年6月14日付け

3経営第823号農林水産省経営局農地政策課長通知、3農振第713号農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課長通知。) )

そのため、非農地判断については、以下のとおりとする。

- 非農地と判断された対象地については、所有者等をはじめ都道府県、市町村、法務局等の関係機関に非農地になった旨を通知する（非農地通知）。「非農地通知書」を送付した土地については、「非農地通知一覧表」に管理するとともに、農地台帳上の現況地目について実態をふまえた「山林」「原野」等に変更すること。一方、非農地と判断されなかった対象地は、農地として取扱い、利用意向調査を実施する。
- 非農地通知の際、地目変更登記の円滑な事務処理を行うため、市町村長が登記所へ地目変更の申出を行う旨、農業委員会から土地所有者に対して通知するよう努める。（令和3年6月11日付け3経営第882号農林水産省経営局農地政策課長通知）。

### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和3年4月)	2,680ha	428.2ha	16.0%
3年後の目標 (令和6年4月)	2,680ha	578.2ha	21.6%
目 標 (令和9年4月)	2,680ha	728.2ha	27.2%

注1. 「管内の農地面積」は、農林水産関係市町村別統計（農林水産省公表）の数値を記入する。

#### 【目標設定の考え方】

延岡市が掲げる農地の集積・集約化の目標値に基づき、目標年度までに300haを集積することを目指す。

【参考】担い手の育成・確保

	農業経営体数 (うち主業経営体数)	担い手			
		認定 農業者	認定新規 就農者	基本構想 水準到達者	特定農業団体そ の他の集落営農 組織
現 状 (令和3年4月)	1,231 経営体 (190)	167 経営体	8 経営体	0 経営体	0 団体
3年後の目標 (令和6年4月)	1,231 経営体 (190)	167 経営体	8 経営体	0 経営体	1 団体
目 標 (令和9年4月)	1,231 経営体 (190)	167 経営体	8 経営体	0 経営体	1 団体

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

○農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

○農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。又、経営の効率化を図るため基盤整備事業を推進する。

③農地の利用調整と利用権設定について

○管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

更に、「延岡市農山漁村版ハローワーク」による多様な人材と農家とのマッチング支援や農福連携等に取り組み、農業労働力の確保に努める。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

○農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

○複数の不在村者等が所有する共有農地について、共有者全員と連絡がとれない場合等は、2分の1を超える共有持分を有する者の同意があれば、地域計画に基づく利

用権設定（存続期間が20年以内）を進めることで相続未登記地の利活用を図ることができる。

**【農業経営基盤強化促進法による利用権の設定】**

市町村の要請を受けて農業委員会が探索をしても2分の1以上の所有者を見つけられない場合には、農業委員会が「所有権を確知できない旨の公告」を行うことにより、市町村の作成する地域計画で農地中間管理機構へ20年以内の利用権設定が可能。

**【農地法による利用権の設定】**

所有者が分からない遊休農地については、農業委員会が探索をしてもなお2分の1以上の所有者を見つけられない場合は、「所有権を確知できない旨の公告」を行い、知事による裁定を経て農地中間管理機構が利用権を取得すれば、20年以内の利用権設定が可能。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとす。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和3年4月）	3 人	0 法人
3年後の目標 （令和6年4月）	21 人	1 法人
目 標 （令和9年4月）	39 人	2 法人

**【目標設定の考え方】**

延岡市が掲げる新規就農者数の目標値に基づき、新規参入者の促進を図る。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

○都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②新規就農者フォローアップについて

○市町村、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加する情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③企業（異業種）参入の推進について

○企業の農業参入は、農業界と産業界の連携による地域農業の発展に資するとともに、特に担い手が不足している地域においては農地の受け皿として期待されることから、農地中間管理機構を中心としてリース方式による企業の参入を促進する。

④農業委員会のフォローアップ活動について

○農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

延岡市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、延岡市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力